

S E I Y U吉岡店の届出概要（第6条第2項）

- 1 届出者名  
株式会社東北西友 代表取締役社長 中村 一夫
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
S E I Y U吉岡店  
黒川郡大和町吉岡字館下103番 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社東北西友 代表取締役社長 中村 一夫  
仙台市青葉区堤町三丁目9番1号
- 4 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社東北西友	午前9時（但し年間4日に限り午前5時30分）	午後9時	24時間	
株式会社白光舎	午前9時（但し年間4日に限り午前5時30分）	午後9時	変更なし	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前8時30分から午後9時30分まで  
（ただし、年間4日に限り開店時刻午前5時30分から）  
（変更後）午前9時から翌午前9時まで（24時間）
- 5 変更の年月日  
平成18年6月28日
- 6 届出年月日  
平成18年6月26日
- 7 縦覧場所  
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び大和町役場
- 8 縦覧期間  
平成18年6月30日から平成18年10月30日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県産業経済部食産業・商業振興課
- 10 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第85号）及び意見書様式を参考のこと。